

設計変更ガイドライン (公共建築工事編)

令和3年4月

尼崎市 資産統括局 技術監理部 建築課・設備担当

はじめに

尼崎市では、公共工事の発注において、災害防止、環境保全、地域性、機能性及び経済性等を考慮して必要な調査や検討を行った上で設計し、工事の施工条件を設計図書に明示して発注するように努めています。

しかし、工事の施工にあたり、発注時には確認困難であった要因や発注後に予期せず発生した外的要因等により施工条件が変わり、設計内容の変更が必要となる場合があります。

公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)が平成26年6月に改正され、新たに「担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「施工条件の明示、適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期の変更」が規定されました。

品確法の基本理念に「請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結」が示されており、より良い社会資本の整備のため、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、設計変更においてもその内容について両者が合意し契約を締結することが不可欠です。

この「設計変更ガイドライン(公共建築工事編)」(以下「本ガイドライン」という。)は、品確法に定める発注者の責務を全うするため、設計変更に係る手続きやルールを明確にし、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更を適切に実施することを目的としています。

1 策定の背景

(1) 品確法の改正

建設投資の急激な減少や受注競争の激化などから、建設業の完成工事高は減少の一途をたどり、建設業界の経営環境は厳しさを増しています。経営環境の悪化は、現場の技能労働者の処遇の悪化を招き、技能労働者が高齢化するなか若年層の入職者の減少となって表れています。一方、東日本大震災をはじめ、災害の復興や防災・減災対策、インフラの老朽化対策など、担い手の果たす役割はますます増大しています。

平成 26 年に改正された品確法は、将来にわたり公共工事の品質が確保されるよう「担い手の育成と確保」を新たな目的に加え、発注者の責務として「適切な施工条件の明示」、「適切な設計図書の変更並びに請負代金額の変更若しくは工期の変更」が明記されています。

(2) 工事請負契約の原則

「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。（公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条8項抜粋）」

「発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）及び設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に定めるところに従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。（尼崎市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条）」

(3) 営繕工事の特徴

建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有しています。

また、工事の進捗と共に当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得ます。

(4) 本ガイドラインの策定

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があることから、本ガイドラインを策定します。なお、本ガイドラインは、一般的な考え方を示すものです。

2 用語の定義

- (1) 「設計変更」とは、約款第 19 条又は第 20 条の規定により設計図書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいいます。
- (2) 「契約変更」とは、約款第 24 条又は第 25 条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいいます。
- (3) 「軽微な設計変更」とは、次に掲げるもの以外のものをいいます。
 - イ. 変更見込金額の合計額が 300 万円未満で、かつ設計金額の 10%未満
 - ロ. 構造、工法、位置、断面等の変更
 - ハ. 新工種に係る工事

3 設計変更に関する留意事項

(1) 受注者の留意事項

- ① 受注者は、約款第19条第1項に該当する事項等を発見したときは、直ちにその事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し、確認を求めます。
- ② 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行います。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もあります。そのため、受注者はその協議すべき事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが重要です。
- ③ 受注者は、指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工します。

(2) 発注者の留意事項

- ① 発注者は、約款第 19 条第 2 項に基づく調査を行った場合は、同条第 3 項に基づき、その結果を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に受注者に通知します。
- ② 発注者は、関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行います。
- ③ 発注者は、当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたります。
- ④ 発注者は、当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にします。(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にします。)
- ⑤ 発注者は、変更見込金額が契約金額の 30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途契約とします。
- ⑥ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末)に行うことをもって足りるものとします。

⑦ 一つの工事現場で、複数の契約に基づく工事が実施される場合において、一つの設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討します。

4 設計変更が不可能なケース

次の場合においては、原則として設計変更に該当しません。

ただし、約款第 27 条(臨機の措置)に規定する対応の場合はこの限りではありません。

(1) 受注者が独自に判断して施工した場合

設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

(解説)

- ・受注者が設計図書に条件明示のない事項を発見した場合は、約款第 19 条第1項に定められたとおり、監督員に書面をもって確認を求めてください。
- ・公共建築工事標準仕様書において設計図書の優先順位が定められていますが、当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、図面、仕様書、現場説明書等の不一致が発見されたときは、受注者は、必ず着手前に監督員に確認してください。

(2) 発注者からの回答の前に施工した場合

発注者に対し協議を行っているが、発注者からの回答の前に施工した場合。

(解説)

- ・約款第 19 条第 3 項の規定に基づき、発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければなりません。
- ・ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いたうえで、当該期間を延長することができます。

(3) 受注者の都合による施工方法等の変更

公共建築工事標準仕様書の各章に規定される監督員の承諾、指示、協議等（書面によることを原則とする）を踏まえず施工を実施した場合。

(解説)

- ・受注者が設計図書に明示された材料、規格、仕様等の基準以上の施工を提案し、監督員の承諾等で施工した場合は、設計変更の対象になりません。（設計変更の対象としての指示又は承諾を受けていない場合）。
- ・設計図書と工事現場の不一致や条件明示のない事項等の場合は、約款第 19 条による協議を行う必要があります。

(4) 所定の手続きを経ていない場合

約款第 19 条から第 25 条まで、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.1. 8 から 1.1.10 までに定められている所定の手続きを経ていない場合。

(5) 正式な書面によらない場合

口頭のみによる指示や了解により施工した場合。

(解説)

- ・書面による指示または協議の回答がなく、口頭のみによる指示・了解により施工した場合は、設計変更の対象となりません。
- ・受注者は、発注者からの書面による指示又は協議の回答を得るまでは施工してはなりません。
- ・そのため、発注者は速やかに書面による指示または協議を行う必要があります。

5 設計変更が可能なケース

(1) 約款第 19 条(条件変更等)に該当する場合

第 19 条

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

① 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合【第 1 項第 2 号】

(具体例)

- ・工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合
- ・建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合
- ・図面に記載された寸法が間違っている場合
- ・使用する材料の仕様が明示されていない場合

② 設計図書の表示が明確でない場合【第 1 項第 3 項】

(具体例)

- ・図面の記載内容が読み取れない場合
- ・使用する材料の仕様（種類、強度等）が明確でない場合

③ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合【第1項第4項】

(具体例)

- ・設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
- ・施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- ・設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

④ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合【第1項第5項】

(具体例)

- ・施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- ・施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合

(2) 約款第20条(設計図書の変更)に該当する場合

第20条

発注者は、必要があると認めるときは、変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期又は契約金額を変更し、かつ、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(具体例)

- ・関係機関等と調整した結果、施工範囲、施工時間、施工期間、施工内容を変更する場合
- ・特定行政庁、電力、水道、ガス等の事業者、消防署、警察等との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする場合
- ・関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合
- ・施設管理者との協議により、居住性の点から間仕切りの変更が必要となった場合
- ・関連工事と調整した結果、安全上、仕様を変更する場合
- ・発注者が指示を行い、使用材料を変更する場合

(3) 約款第 21 条(工事の中止)に該当する場合

(工事の中止)

第 21 条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)で受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期又は契約金額を変更し、かつ、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(具体例)

- ・ 予見できない事態が発生し(地中障害物や埋蔵文化財の発見等)、工事再開に向けた調査や検討が必要になった場合
- ・ 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合
- ・ 受注者の責めによらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- ・ 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合

なお、約款第 21 条にかかわらず、受注者は約款第 22 条(受注者の請求による工期の延長)に基づく工期の延長変更を請求することができます。また、天災等の不可抗力により、引渡前に工事目的物や仮設物その他に損害が生じたときの手続は、約款第 30 条(不可抗力による損害)その他も参照してください。

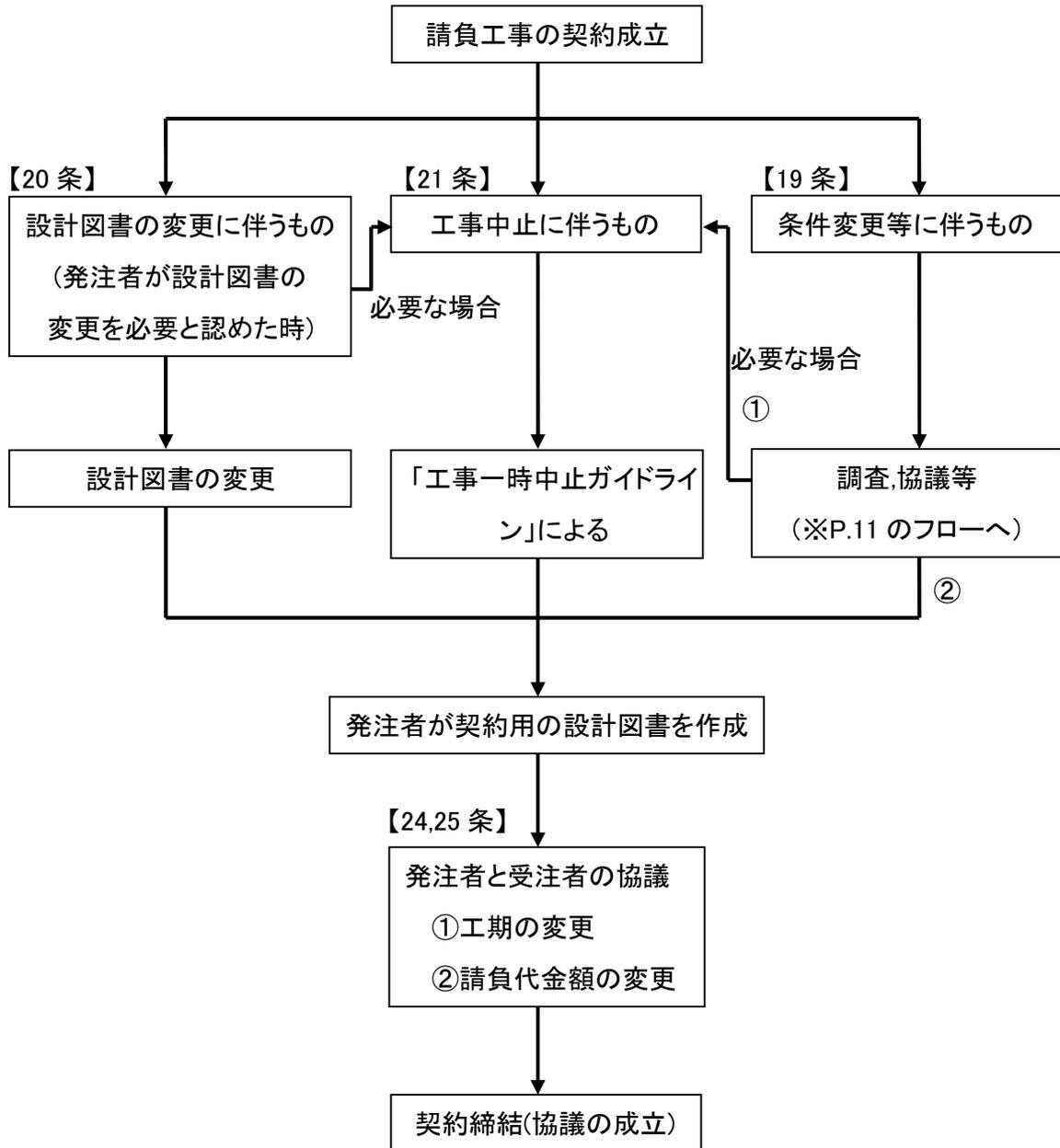
設計変更の協議にあたって

受注者側から設計変更の協議を行う場合は、確認の請求内容について、発注者が安全性、品質、機能性、施工性及び経済性等を検討する必要があります。

受注者が監督員に確認又は工期の延長を請求する際には、協議書に図面、計算書、その他根拠等必要な資料を添付しなければなりません。

また、発注者が調査を実施するにあたり、更に詳細な説明又は資料等の提出を求めた際には、受注者は対応しなければなりません。

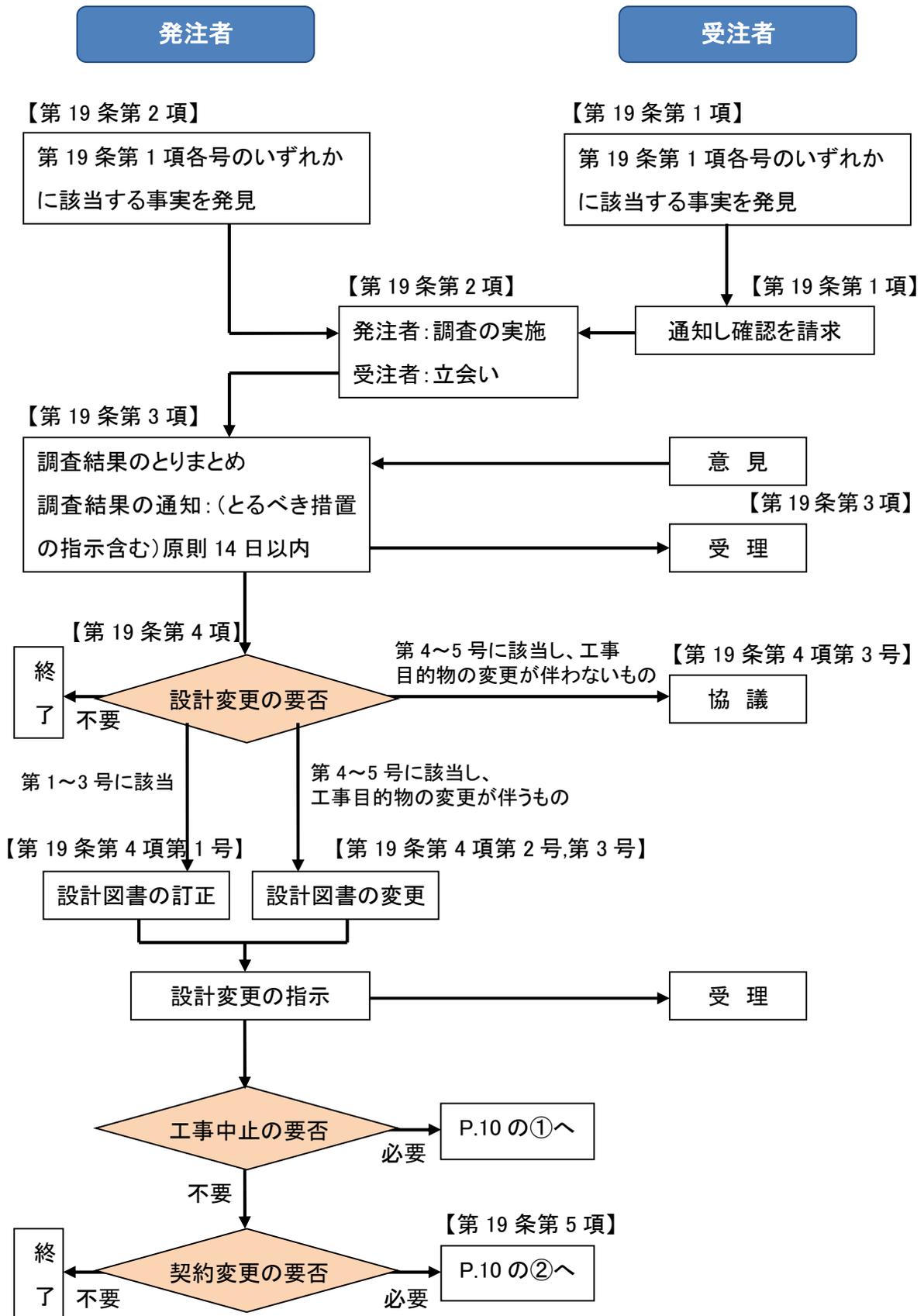
6 設計変更手続きフロー(全体)



【留意事項】

- ・設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行います。
- ・軽微な設計変更にあつては、工期の末日(債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度の末日または工期の末日、部分払いをする場合にあつてはその時)までに行う必要があります。

7 設計変更手続きフロー(約款第 19 条関係)



8 関連事項

(1) 仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について

① 自主施工の原則(約款第1条第3項)

第1条

3 仮設、施工方法その他工事を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

② 指定

発注者が、工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を予め決定する必要がある場合に、設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等は「指定」といいます。

③ 任意

工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施しなければなりません。なお、「指定」以外は「任意」といいます。

【指定・任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書における明示	仮設・施工方法等について具体的に明示	仮設・施工方法等について明示しない※
仮設・施工方法等の変更	変更するには発注者の指示が必要	変更にあたって発注者の指示は必要ない (施工計画書等の修正は必要)
仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象とならない
設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる

※ 設計図書において、応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがあります。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工において受注者を拘束するものではありませんが、実際の施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合があります。

(2) 設計図書の訂正又は変更

約款第 19 条第 1 項の事実が確認された場合は、約款第 19 条第 4 項の規定により、設計図書の訂正又は変更を行います。

約款では設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしています。

(条件変更等)

第 19 条

4 前項の調査の結果第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に定めるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの
- (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
- (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

(1) 及び(2)は発注者が行う。

(3)は発注者と受注者が協議して、発注者が行う。

(3) 数量公開

本市では、競争入札に付するすべての建築工事及び設備工事について、見積項目参考書として数量を開示しています。

ただし、見積項目参考書は、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札者等の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に公開、提供するものであり、工事請負契約約款第 1 条に定める設計図書(図面及び仕様書等)ではなく、参考資料(参考数量)として取扱うこととしています。

したがって、開示した数量に対する入札時の質問及び回答は、図面及び仕様書等に対する質問及び回答とは区別して行うこととし、設計変更の対象とはなりません。

9 Q&A

(1) ガイドライン全般

Q1 設計変更された内容の契約変更手続きは、いつ頃行うのが適正ですか。

現場条件等の変更があり、発注者が施工条件の変更の必要性を認めた場合でも、契約変更手続きは工期末に一括して行われるケースが多くあります。その都度、契約変更手続きを実施できないのですか。

A1 設計変更に伴う契約変更手続きは、その必要が生じた都度実施することとなります。ただし、建築・建築設備工事においては軽微な設計変更も多くあり、それらに伴う契約変更手続きについては工期末に一括して行う場合もあります。

Q2 施工条件を明示する目的を教えてください。

A2 工事の目的物を完成するにあたり、当該工事の制約となる施工条件を設計図書に明示することによって、工事を円滑に実施することを目的としています。

施工条件は、契約条件になるものであることから、設計図書の中で明示するものとさせていただきます。明示された施工条件に変更が生じた場合は、工事請負契約書の関連する条項に基づき、適切に対応する必要があります。また、明示されていない施工条件や明示事項が不明確な施工条件についても同様となります。

Q3 設計図書に明示すべき施工条件にはどのようなものがありますか。

A3 施工条件は、工事を円滑に施工するにあたって、制約を受ける事項について明示するものです。「施工条件明示について」(平成 14 年 5 月 30 日付 国営計第 24 号)では、明示項目及び明示事項(案)として下表を示しています。

明示項目	明示事項	明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 設計工程上見込んである休日日数以外の作業不能日数等 	仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 	建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 	工事支障物等	<ol style="list-style-type: none"> 地上、地下等における占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 地上、地下等の占有物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 有毒ガス及び酸欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容 	排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置 	薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
		その他	<ol style="list-style-type: none"> 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 支給材料及び資与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

Q4 施工条件を明示するにあたり、発注者が注意すべき事項はありますか。

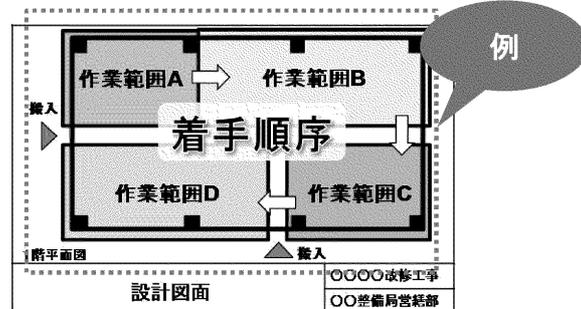
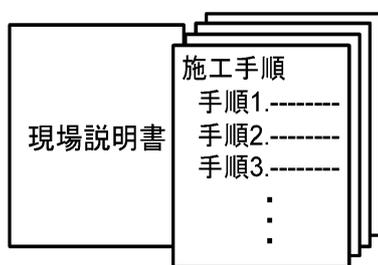
A4 施工条件は、施工計画を立てるにあたり、工期や工事費に大きく影響します。そのため、設計段階で判明している現場条件等については、「施工条件」として受注者に適切に明示する必要があります。

敷地や施設の状況などを「施工条件」に的確に反映するためには、事前の調査を十分に行う必要があります。

Q5 改修工事の場合、工程に関して、発注者が施工条件明示として記載すべき事項はありますか。

A5 改修工事においては、建物を使用しながら工事を実施するなどの多様な制約を踏まえ、工程に関する施工条件を設定すること、工程に影響を及ぼす施工手順を明示することが求められます。

- ① 特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合
(記載例) 作業可能日・時間、施工手順等を示す。
- ② 工事を安全かつ効率的に進めるために、複数の作業範囲に分割する場合
(記載例) 作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等を示す。



(2) 「指定」と「任意」の考え方(仮設)

<p>Q6 任意仮設の設計変更の考え方を教えてください。</p>
<p>A6 設計変更は、約款第19条又は20条の規定により図面又は仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいいます。任意仮設は、約款第1条第3項により受注者がその責任において定めるものとされているため、設計変更の対象となりません。</p> <p>一方、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。これに伴う任意仮設の変更は、請負代金額の変更の対象となります。</p>
<p>Q7 設計変更ガイドラインの「指定」と「任意」の考え方で、「参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」は、何に基づいて「協議」の対象となるのですか。</p>
<p>A7 「参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」の協議は、約款第19条第4項第3号の規定により、受発注者間で行われます。</p>
<p>Q8 重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、当初契約時の設計図書に無い敷鉄板等の仮設物が必要となりました。発注者がその必要性を認めた場合、設計変更の対象となりますか。</p>
<p>A8 仮設物の施工方法は任意であるため、原則として設計変更の対象となりません。</p> <p>ただし、工事契約後の現地調査等の結果により地盤強度が足りないことが判明した場合は、約款第19条第1項第4号に該当するものと考えられるため、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合があります。(約款第19条第4項第3号、同条第5項)</p>
<p>Q9 雨水排水管等の地下埋設物の設置に当たり、発注者はオープンカット(任意)によることを見込んでいたが、受注者から土留として矢板を設置して掘削したいとの提案を受けました。この場合、設計変更の対象となりますか。</p>
<p>A9 工事の目的は地下埋設物等を設置することであり、その施工方法は任意です。この場合の矢板については任意の仮設物となるため、受注者の提案は原則として設計変更の対象となりません。</p> <p>ただし、発注者の想定するオープンカットによる施工が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合があります。(約款第19条第4項第3号、同条第5項)</p>

<p>Q10 施工条件の変化により、タワークレーンの仕様等とともに、取付・解体用の補助クレーンにも変更が必要となる場合、取付・解体用の補助クレーンについても設計変更の対象となりますか。</p>
<p>A10 施工方法は任意であるため、タワークレーン本体及び取付・解体用の補助クレーンについては原則として設計変更の対象となりません。</p> <p>ただし、発注者の想定する施工方法が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合があります。(約款第19条第4項第3号、同条第5項)</p> <p>その場合は、タワークレーン及びこれと連携して使用する取付・解体用の補助クレーンとは一体で機能するものであることから、タワークレーン本体の仕様等が変更となる場合には、取付・解体用の補助クレーンも含めて請負代金額の変更を行うこととなります。</p>

(3) 個別事例

<p>材料規格等について</p>
<p>Q11 工事契約後、使用材料の入手が不可能(生産中止等)なことが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。</p>
<p>A11 受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、約款第19条第1項第2号に該当するものと考えられるため、設計変更の対象となります。(約款第19条第4項第1号)</p> <p>なお、発注者は使用材料を変更することによる建築物への設計上の妥当性の検証及び経済性等の検討を行う必要があります。</p>

<p>材料規格等について</p>
<p>Q12 工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。</p>
<p>A12 受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられます。よって、約款第19条第1項の条件変更等には該当しないので、原則として設計変更の対象となりません。</p> <p>ただし、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されない事象により材料等を変更せざるを得ない場合は、設計変更の対象となる場合があります。(約款第19条第4項第1号、第3号)</p>

一部一時中止期間中の建設機械のリース代等の費用について

Q13 杭の施工中に、発注時は想定されていなかった地中障害物が発見されたため、地中障害物の除去を行う期間、杭の施工のみ一部一時中止する必要が生じました。その期間における建設機械のリース代等の費用の考え方を教えてください。

A13 受注者の責によらない「地中障害物」により工事を一部一時中止した場合に必要な建設機械のリース代等の費用は、約款第 21 条第 3 項の規定により中止期間中において現場維持や工事の続行に備えて保持するために必要となる費用等に該当すると考えられます。発注者は、工事一時中止に伴う増加費用について、受注者から請求があった場合は、必要があると認められるときは契約変更を行うこととなります。

交通誘導警備員について

Q14 現場説明書に交通誘導警備員Bとの記載があったところですが、工事契約後、所轄警察署に当該工事での交通誘導警備員の配置について確認したところ、交通誘導警備員Aの配置を求められました。その場合設計変更の対象となりますか。

A14 交通誘導警備員 A は、警備員等の検定等に関する規則第 2 条(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号)により都道府県公安委員会が必要と認める場合に配置することが求められています。

交通誘導警備員は共通仮設費積上項目の一つとして施工条件に明示することが求められているところであり、その変更は約款第 19 条 1 項 4 号に該当すると考えられるため、受発注者間の協議により設計変更の対象となります。

(参考) 交通誘導警備員 A: 警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る一級または二級検定合格警備員
交通誘導警備員 B: 警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの



総合評価落札方式について

Q15 総合評価落札方式により受注した工事における技術提案についても、設計変更できますか。

A15 総合評価落札方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式です。契約の前提として示され、評価された技術提案は、受注者の責任において原則として履行されなければなりません。このような前提から、技術提案の内容の如何にかかわらず提案内容を反映させるための設計変更はできません。

ただし、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとします。